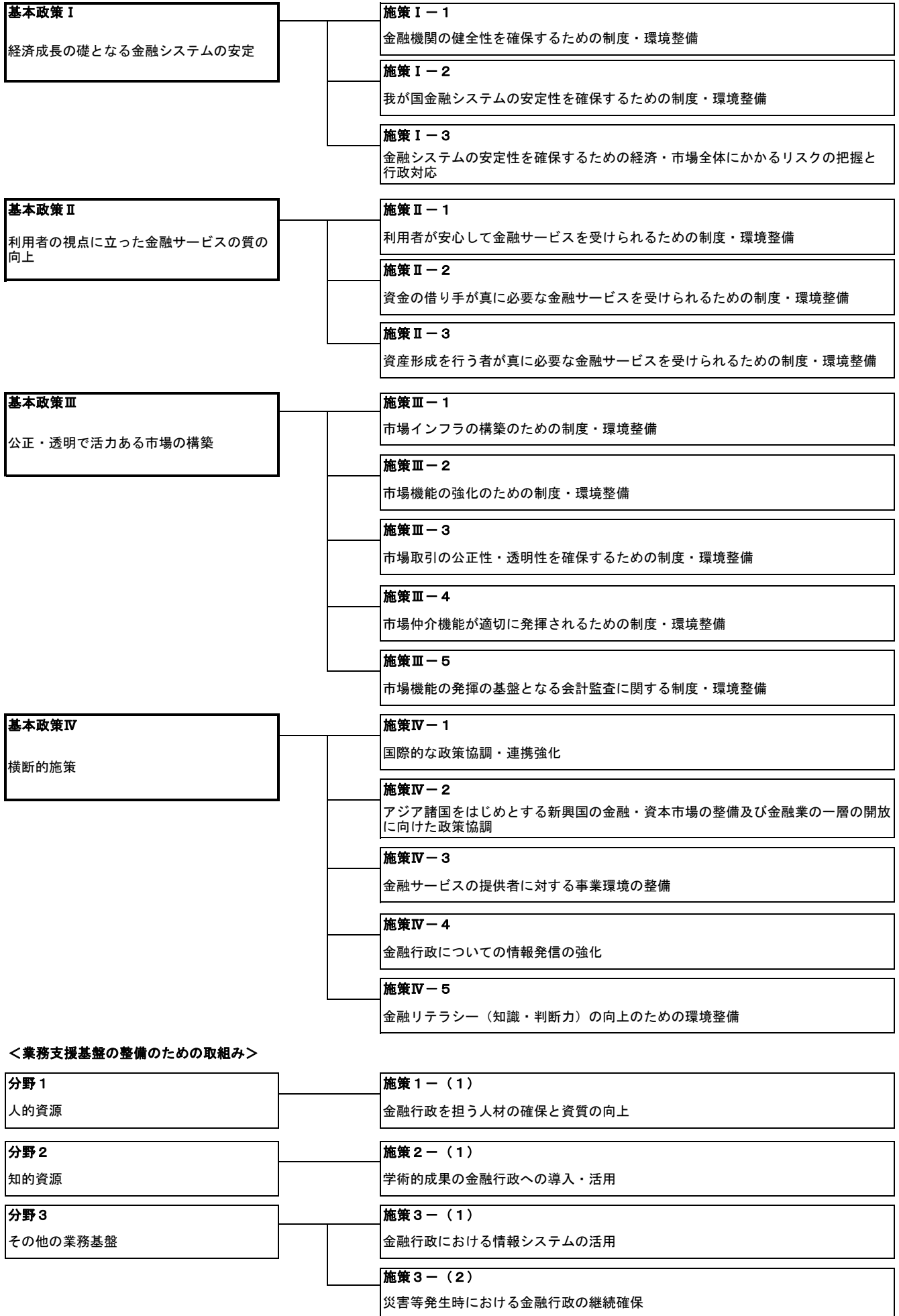


平成28年度実績評価書要旨

(評価対象期間:平成28年4月～29年3月)

平成29年8月
金融庁

平成28年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



28年度における各施策の評価結果(要旨)

基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定

施策Ⅰ－１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

金融機関の健全性が確保されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

各業態の健全性指標の目標値を達成したほか、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施した。

施策Ⅰ－２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性が確保されること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

国際的な議論を踏まえ、監督指針の改正を実施するなど、対応を順次行っているほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図った。

施策Ⅰ－３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

【達成目標】

システミックリスク顕在化の未然防止が図られること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等をリアルタイムに把握することで、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析した。

また、集積した情報及び分析結果については日々庁内に報告、共有するとともに、こうした情報、分析を基に、大手金融グループを中心にモニタリングを実施した。

29年度以降も、既に把握・分析してきたリスクや新たに発生しうるリスクについて、引き続き、その特性や変化をきめ細かく、かつフォワードルッキングに把握・分析していく必要がある。

基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護等の観点から、法制度整備、監督業務の実施や苦情・相談事案の実態把握など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めた。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について、詐欺的な投資勧誘に関する相談件数が減少したこと等の理由により、一部の測定指標について目標を達成できなかったが、その他主要な測定指標の目標はすべて達成となっていることから、「目標達成」とした。

施策目標Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融機関が、事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組を通じて、取引先企業の成長や地域経済の活性化等へ貢献していくためには、自身の取組の進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要であるとの認識の下で、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定・公表した。これにより、金融機関に対し、取組の自己評価を促すとともに、ベンチマーク等の客観的な

指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促した。

また、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報や金融機関によるガイドラインの積極的な活用を促した。

しかしながら、施策の目標（資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること）と照らし合わせてみると、融資先企業ヒアリング等の中で、金融機関の融資姿勢について、企業からは、依然として「担保・保証がないと融資が受けられない」といった声も聞かれており、引き続き事業性評価に基づく融資等の取組を促進していく必要がある。

施策目標Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

NISAの普及・定着のための税制改正要望提出や金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューのフォローアップを実施したほか、「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表するなど、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めた。

基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築

施策Ⅲ－１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備

【達成目標】

信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の実施に向けた金融機関の準備を促し、関係府令等の整備を行ったほか、国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組の支援を行った。また、E D I N E Tの稼働率については、目標値である99.9%を確保した。

測定指標の目標は全て達成することができたが、引き続き、市場インフラの構築のための制度・環境整備に向け取組を進めていく必要がある。

施策Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備

【達成目標】

我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化に向け、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、必要な施策を議論した。

28年11月、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書が公表され、同意見書を踏まえて、金融庁を事務局とする「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において、スチュワードシップ・コード改訂案が取りまとめられ

た。

ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえた取組については、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に係る法案の国会提出等の取組を実施した。

施策Ⅲ－３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融庁においては、有価証券報告書レビューや課徴金納付命令の決定等の実施、自主規制機関等と連携し、業界における課題の検討等を行ったこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備等について目標どおり貢献することができた。

また、証券取引等監視委員会においては、適切に検査・調査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告、悪質な事案については告発を行うなど、市場の公正性・透明性の確保に貢献した。また、海外当局との緊密な連携や市場関係者との意見交換など、市場規律の強化に向けた取組についても積極的に行った。

高速取引をはじめ多様化・複雑化・巧妙化が進む不公正取引に対する市場監視システムの高度化や検査・調査手法の見直し、個別事案の調査で得られた情報の多面的・複線的活用、グローバル経済の変化や不祥事の発生、M&Aの増加等に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した大規模上場会社に対する継続的監視などについて、引き続き取り組んでいく必要がある。

施策Ⅲ－４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

【達成目標】

金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者に対し、行政処分を行うなど、金融商品取引業者における業務運営体制の改善に向けた取組を進めた。また、顧客本位の業務運営の定着や、内外の経済・金融環境の変化を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、大手証券会社グループの社外取締役等と深度ある対話を行った。また、日本証券業協会等と連携し、各業界における課題の検討等を行った。

証券取引等監視委員会においては、金融商品取引業者等の規模・特性等を勘案しつつ、全ての金融商品取引業者等のビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を踏まえてオンサイト・モニタリングを実施した結果、重大な法令違反が認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告等を行った。

しかしながら、オンサイト・モニタリングにおいては、事実認定の的確性、把握した問題事象に係る根本原因の究明等について、更なる改善の余地が認められた。

施策Ⅲ－５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

【達成目標】

適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

適正な会計監査の確保に向け、監査法人のガバナンス・コードの策定等の取組を行った。

公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督を行った。

I F I A Rを中心とした国際会議において積極的に議論に貢献するとともに、情報交換枠組みの締結に向けた交渉や各国の監査監督方針に関する意見交換等を通じて、海外当局との協力・連携を強化した。また、29年4月にI F I A R常設事務局が東京に開設された。

多様な人材に公認会計士試験の受験を広く促す観点から、会計・監査の重要性や公認会計士の使命等をテーマとした講演を実施するとともに、審査会パンフレット及び公認会計士試験パンフレットの見直しを行うなど、受験者等への情報発信の強化に努めた。

基本政策Ⅳ 横断的施策

施策Ⅳ－１ 国際的な政策協調・連携強化

【達成目標】

国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

国際コンファレンスの場などを活用して問題提起を行い、G20 杭州サミット（28年9月）などにおいては、金融庁による考え方と整合的な内容を含む首脳宣言が採択された。また、金融庁職員が主要な国際会議の議長職・副議長職を務めるなど、議論を主導した。加えて、新たな海外金融当局との間で監督協力等に係る書簡交換を行った。

施策Ⅳ－２ アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

【達成目標】

アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込む

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

支援対象となる新興国の金融当局のニーズ等も把握した上で、金融インフラ整備支援の実施や「グローバル金融連携センター」の運営に取り組んだ。「グローバル金融連携センター」では、26年4月の設置以来、29年3月までに22ヶ国から計77名の金融当局職員を受け入れた。

以上、28年度においては、すべての測定指標で目標を達成することができた。一方、本

来、新興国の金融当局との連携・協力・交流は、中長期的に継続してはじめて意義があると考えられる。今後も、新興国の金融・資本市場の整備等の観点から一層効果的な取組みを行っていく必要がある。

施策Ⅳ－３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

【達成目標】

金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融・資本市場の活性化に向けて、平成 27、28 事務年度の金融行政方針に基づき、金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直しを進めた。

また、IT 技術の進展による金融業・市場の変革に対応するため、改正銀行法の成立等をはじめとする規制・制度改革を推進したほか、FinTech サポートデスクで受け付けた相談・ノーアクションレター制度等に基づく法令照会に適切に対応した。

加えて、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催等を通じて、官民による持続的な対話の実施に向けた取組を進めた。

施策Ⅳ－４ 金融行政についての情報発信の強化

【達成目標】

金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報及び英語での情報発信を強化した。新着情報メール配信サービス登録件数や金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアク

セス件数及び金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数のほか、金融庁 Twitter のフォロワー数は目標を達成することができた。

施策Ⅳ－５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

【達成目標】

金融リテラシーが向上すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融庁を含めた関係団体等で構成する「金融経済教育推進会議」を通じて金融経済教育を効率的・効果的に推進するとともに、「金融リテラシー・マップ」の内容を反映したガイドブックを全国の高校等や地方公共団体へ配布したほか、シンポジウムや大学生を対象とした授業、市民講座等への講師派遣を実施するなど、金融経済教育の推進に取り組んだ。

しかし、一部の測定指標について目標を達成できなかったほか、金融リテラシーの向上に向けてさらに実効性の高い取組を行う必要がある。

業務支援基盤の整備のための取組み

1 人的資源

(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上

【達成目標】

高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展有り）

【達成度の判断根拠】

人材育成と組織活性化の取組については、職員のキャリアパスに関する直接面談の実施や、人事評価の運用の見直し等により、人材育成の取組を推進した。また、業務効率化・職場環境改善に向けた取組を継続的に実施したほか、テレワークの実施拡大（28年度目標40名、実施者数42名）や28年4月から拡充されたフレックスタイム制の活用など職員のワークライフバランスを推進した。

また、民間専門家の在職者数は目標を達成したものの、国内外の留学者数及び国際機関・民間企業等への派遣・出向者数は目標を達成できなかった。

今後も、国益の実現に向けた金融庁の態勢構築において課題が多く、引き続き、多様な人材の確保と職員の資質の向上及び組織活性化に取り組むことで、組織として高い成果を上げていく必要がある。

2 知的資源

(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用

【達成目標】

的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

庁内の要望に基づく研究テーマについて調査研究を実施し、成果物を公表したほか、産・官・学からの参加者を得て、コンファレンスを開催した。

また、研究者や実務者等の有識者を招いて、勉強会・研究会等を行い、開催回数は目標値を上回ったが、研究成果のフィードバックの方法等に改善の余地が認められた。

3 その他の業務基盤

(1) 金融行政における情報システムの活用

【達成目標】

- ①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減を図ること
- ②情報セキュリティ対策を推進すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

情報管理研修の受講率については、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に取り組み、目標を達成した。

「公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行」「金融庁ウェブサイトシステムの政府共通プラットフォームへの移行」「情報システム数の削減」「スタンドアロンコンピュータの台数削減」については、目標達成時期を平成 29 年度又は 30 年度に設定しており、その目標に向けて取組を継続している。

他方、情報セキュリティに関する職員の自己点検における遵守事項の実施が目標未達成であったことなど、引き続き取り組むべき課題がある。

3 その他の業務基盤

(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保

【達成目標】

金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組については、金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証し、必要な見直しを行った。

災害等発生時に備えた訓練については、政府防災訓練への参加のほか、業務継続計画の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練等を行うとともに、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施するなど、民間金融機関等と連携した訓練を実施した。また、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携した実践的な訓練を実施した。

しかしながら、施策の目標に照らし合わせてみると、業務継続体制の充実・強化を図るためにさらに実効性の高い取組を行う必要がある。